

令和元年環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和元年11月6日(水)
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員
 答弁者 環境生活部長 築地原 康志
 生物多様性担当局長 小林 隆彦
 動物管理担当課長 藤島 京子
 エゾシカ担当課長 小島 宏

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 鉛弾使用禁止について 先般、小泉環境大臣が、私の印象ではいささか唐突に感じたんですけれども、鉛弾の全面的な使用禁止をするという表明を就任直後、されました。 私もちよっと驚いたというか歓迎はしたわけですけど、道内の自然保護団体などからも、ネット上とかではありますけど、すごい歓迎のコメントなどが出されておりましたが、その後、なにか音沙汰が無いような気がしております。 それで、鉛弾の使用制限に関しては、北海道として独自に条例を制定をし、オオワシなどをはじめとする野生動物の保護にその間、真摯に取り組んできたとは認識しております。そういう観点から少し伺ってきたいと思います。</p> <p>(一) 鉛弾の影響について まず、鉛弾の影響による野生動物の被害は、道内ではこれまでどのように推移してきたのか、また、そうした被害を踏まえた上で、道としては、道がエゾシカ対策の関連の中で制定した条例による銃弾の規制が、どの程度効果があったと認識をされているのか、伺います。</p> <p>(広田委員) 今、お話あったとおり、道としてエゾシカの個体数管理ということで、現場で、色々な前例もない中で、一生懸命データを取ったり苦労してやってきた事の影響として、銃を持って入る狩猟が増えて、その中で、こういう被害が出た上で、道として取り組んできたということだと思っておりますが、「環境省の報告によると」ということで、環境省と連携をして実態を把握してきたということだと思いますが、一定の効果があったという認識ではあります。やはり自然保護団体の方からは、それでも野鳥の被害があるということで、全面禁止などの声が上がっていたということは承知しているところでございます。</p>	<p>(エゾシカ担当課長) 鉛弾の影響についてであります。平成9年度にオオワシやオジロワシなど希少な猛禽類の鉛中毒が顕在化しまして、その原因として、前年度にエゾシカ猟の規制を大幅に緩和した影響がありましたことから、道では、平成12年度以降、段階的に鉛弾の使用や所持を規制してきたところであります。 オオワシやオジロワシの保護收容を行っている環境省の報告によりますと、鉛中毒の個体は、正式な記録のある平成12年度から16年度までは、年間10羽を超えておりましたが、その後減少し、エゾシカ対策推進条例により鉛弾の所持を規制しました26年度以降は、5羽以下で推移しているところであります。条例に基づく所持規制は、鉛中毒を防止する上で、一定の効果があったものと認識しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 鉛弾の禁止について 北海道ではこれまで、今のところエゾシカの猟に対しても鉛弾の持ち込み等が使用禁止ということだと思いますけど、エゾシカ以外の狩猟への適用も含めて、道としては課題をどのように把握し、今後どのように対処しようとしてきたのか、鉛弾をですね、全面的に禁止することのデメリットはあるのかどうか、認識を伺います。</p> <p>(再) 非鉛弾の性能について 正しい性能についての普及啓発の必要だということは、きちんと狩猟者の方の技術向上ですとかきちんとした配慮をすることによって、非鉛弾においても、例えば大型獣に関しても十分に機能するという認識を、道として持っていると考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>(指摘) 試験研究とか、十分な調査がもし必要であれば、それはしっかり、道だけで、地方で出来ないのであれば、環境大臣が言ってるんですから、環境省としっかり、正しい科学的所見と言うのをしっかりと出すべきだというふうに、求めるように、それは指摘をしておきますし、出来れば道としても、そういうことを北海道の一つの、北海道が積み上げてきた私は実績だと思うので、それをしっかりさらに膨らませるということもですね、環境省と連携を取りながらですけども、していただきたいなと思います。</p> <p>(三) 今後の対応について 道としては、野生生物の保護や、そのための鉛弾の規制に関し、条例を作る前、そしてあるいは、条例を作る制定過程を含めて、今回唐突に環境大臣がポンとおっしゃいましたけど、その場合どのように環境省と連携を図ってきたのか、また、今回の環境大臣の表明を受けて、道としてはどのように対応するお考えか伺います。</p>	<p>(動物管理担当課長) 鉛弾規制の課題等についてでございますが、狩猟などによる鉛中毒対策といたしましては、エゾシカ猟での鉛弾使用によるオオワシなどの希少な猛禽類の事案に対する規制のほかに、カモ類などの狩猟で使用されました鉛散弾が沼や池などに残留しまして、それを飲み込んだ水鳥類が死亡した事案に対しまして、平成12年以降、当時の環境庁の指導のもと全国的に鉛散弾の使用を禁止する地域を指定しておりまして、道内では平成13年末までに4か所の水辺域を指定したところでございます。</p> <p>「粒径」の小さい散弾につきましては、代替の銃弾としてスチール製のものがありますが、流通量が少ないことや、弾の跳ね返りが課題となっております、エゾシカなど大型獣に使用する散弾やライフル弾については、主に銅製のものが使用されておりますが、価格が高いことや、ヒグマを捕獲する場合の殺傷力を懸念する声もあり、正しい性能についての普及啓発も課題となっております。</p> <p>(動物管理担当課長) 非鉛弾の性能の普及啓発についてでございますが、鉛弾以外の弾につきましては、様々な種類がございます。それぞれの性能や特性について、普及してまいりたいと、考えているところでございます。</p> <p>(生物多様性担当局長) 道としての対応についてでございますが、道では、エゾシカ対策推進条例におきまして、エゾシカの捕獲を目的とした鉛弾の使用と所持を禁止したところでございますが、規制に当たりましては、オオワシやオジロワシなど希少な猛禽類を所管する環境省と、その効果や実効性も含め連携して取り組んできたところでございます。</p> <p>シカ対策は、本道が全国に先駆けて取組を推進しておりまして、鉛弾による中毒も、本道において顕在化した課題であること、また、オオワシやオジロワシは、国内では本道が主な越冬地でありますことから、大型獣の狩猟に用いる鉛弾の規制は本道にとどまっております、規制のない道外狩猟者の持込みも懸念されますことから、環境省に対して、全国的な鉛弾の規制について、実効性のある対策を講じるよう要望してきたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘)</p> <p>最後に、指摘になりますけれども、この銃弾の入手というのが、日本は銃に対して寛容な国ではないということが誇らしいところだと思いますが、その結果、銃弾の入手はほとんど輸入ということになるという点です。そうすると環境大臣が表明しているわけですから、環境省なり、貿易になりますと経産省なりと思いますけれども、国家として銃弾の輸出入に関してどう考えるのかというのは、環境大臣もしっかりそれを図っていかねばならないと思いますし、知事ご自身が北海道の強みをどう認識されているのかというのを今のところ知事ご自身もこの問題に関しての連携したご発言はないということで、もしかすると良いタイミングを見計らっているという風に解釈させていただきますけれども、北海道の強みというか、現場の人たちが本当に条例を作るときにも苦勞して作ってきたんでしょし、その基には、野生動物を保護したいという道東とかを中心に獣医師さんとか、自然保護団体の方たちがいるわけで、そういう実践の人たちがいる上に成り立った鉛弾の使用禁止の条例でありますから、環境大臣が唐突に表明したままで終わっているということについて、私は何かちょっと馬鹿にされたようなぐらいの気持ちも持たせていただいております。引き続き注視させていただきますので、道としてもしっかり環境省に対して、良い意味での対峙というか、ある意味厳しい対応もですね、していただければと、環境大臣の表明に対してどうなっているのかという、議会から言われているということでも結構ですので、そういう対応を強くお願いをいたしまして、質問を終わります。</p>	<p>道といたしましては今後、国の動きについて情報収集に努めますとともに、これまで道が行ってきた大型獣に対する鉛弾規制の経験を活かしまして、鉛弾の使用規制の取組が全国で進むよう、積極的に協力してまいりたいというふうに思っております。</p>